

来自国民健康保险课的通知

1 保险证寄送日期

申请窗口	市役所（国民健康保険課）	各分所・行政中心
寄送日（大致）	申请日起3～5天后	申请日起1周后

保险证以简易挂号信寄出。迁入或在市内搬迁时，还需到邮局办理地址变更手续。

2 保险费从取得资格的月份开始征收

加入国民健康保险的人按月征收保险费。

对刚出生的婴儿也征收保险费，不存在免征收的人。

保险费并不是从提交加入申请的月份开始征收，而是从取得国民健康保险资格的月份开始。

3 纳税通知单（保险费账单）寄送日期

申请月份	4月～6月	7月～次年3月
寄送日期	7月中旬	当月或次月下旬

保险费的纳税义务者是户主，因此纳税通知单的收信人也是户主。

（户主本人即使不加入国民健康保险，收信人还是户主。）

4 缴纳方法

从账户转账
从银行或信用金库、
邮局的账户自动扣款



凭缴纳单付款
到便利店、银行、邮局或
市役所窗口用现金支付

从养老金中扣除
只限领取养老金的人。从
领取的养老金中事先扣除



全年的保险费从7月至次年2月，分成8期缴纳。

一期的税额不等于一个月的税额。

期次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
缴纳期限	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日

月末是假日的情况下，缴纳期限为金融机构的下一个营业日。

请在缴纳期限内支付保险费。

请注意，逾期缴纳的话，除保险费之外还须支付滞纳金。

1 保険証の送付時期

- ・市役所（国民健康保険課）
申請日から3～5日後
- ・各支所・行政センター
申請日から1週間後

簡易書留で送付

2 国民健康保険税は資格を得た月からかかります

保険税は月ごとに計算
無料のかたはいません

3 納税通知書の送付時期

4月～6月 7月中旬
7月～3月 当月又は翌月下旬

納税義務者は世帯主
世帯主あてに納税通知書を送付

4 納付方法

- ・口座振替
銀行等の口座から引落
- ・納付書払い
コンビニ等で現金払い
- ・年金天引き
対象者のみ。
受取る年金から天引き

支払いは7月～翌年2月
までの8回の分割払い
保険税は納期限内に支払い
をお願いします。納期限を
過ぎると延滞金も含めて
支払いをしていただきます。

5 全民保险制度

日本的医疗保险制度是所有居住在日本的人都必须加入某种公共医疗保险，对医疗费进行互助的制度。即使是外国人，持有超过3个月的在留资格，已登录住民基本台帐，且未加入工作单位的健康保险等情况※，都必须加入所居住的市町村的国民健康保险。

以上情况，不论本人意愿如何，都将强制性获得国民健康保险资格。

不管本人是否使用国民健康保险证，都必须缴纳保险费。请尽快办理加入手续。

※除此以外还有后期高龄者医疗保险或享受生活保护

6 保险费的计算方法

保险费是根据加入者前一年的总收入、计算得出的“所得分摊额”，和加入者人均的“平均分摊额”这两部分计算而成。入境第一年的人由于前一年在日本没有收入，只征收“平均分摊额”部分，第二年起保险费将随收入而浮动。

		医疗补助费部分	后期高龄者支援金部分	介护补助金部分 (40岁~64岁)
所得分摊额	从前一年的总所得金额等※1扣除基础控除金额※2后的金额的	7.45%	2.5%	1.3%
平均分摊额	加入者或该当者人均	28,000日元	9,000日元	13,000日元
征收限度额		650,000日元	220,000日元	170,000日元

医疗补助费部分，后期高龄者支援金部分和介护缴纳金部分也都须缴纳。

※1 总所得金额中还包含分离课税的所得。

※2 基础控除额为43万日元。

根据前一年的所得，平均分摊额有可能减少。请到税务署或市役所市民税课办理所得申报。

7 保险费滞纳金

① 征收滞纳金

为了维护滞纳金与按期纳税者间的公平，依据地方税法规定，从纳税期限的第2天开始到实际缴纳日为止，将按天数征收滞纳金。

② 扣押财产

扣押存款、工资、房地产等以支付滞纳的保险费。

③ 资格证明书的发行

连续滞纳保险费时，保险证将被收回改发保险资格证明书。保险资格证明书持有期间的医疗费可能须由本人全额负担。

※如滞纳保险费，有可能会影响签证的更新。

5 国民皆保险制度

日本の医療保険制度は日本に居住しているすべての人がいずれかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合っています。

外国人であっても、3カ月を超える在留資格があることで住民基本台帳に登録され、かつ会社の健康保険など※に加入していない場合は、お住まいの市町村の国民健康保険に加入する必要があります。

上記の場合、本人の意思にかかわらず、国民健康保険の資格が強制的に発生し、保険証の使用の有無を問わず保険税をお支払いいただくこととなりますので、速やかに加入の届出をしてください。

※他に後期高齢者医療保険や生活保護受給

6 保険税の決め方

保険税は加入者の前年の収入によって計算する「所得割額」と加入者1人あたりの「均等割額」で計算されます。入国1年目は前年に日本での収入がないため「均等割」のみ課税され、2年目は収入に応じて変動します。

40歳以上65歳未満のかたは、医療給付費分、後期高齢者支援金分に加え介護納付金も納めていただきます。

前年の所得に応じて均等割額が軽減される場合がありますので、税務署又は市役所市民税課で所得の申告をしてください。

7 保険税を滞納すると

①延滞金がかかります
納期限内に納税したかたとの公平を期すため、地方税法の規定に基づき、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金が発生します。

②財産の差押え
預貯金・給料・不動産等の差し押さえを行い、未納分の保険税に充てます。

③資格証明書の発行
保険税の滞納を続けると、保険証を返還し、代わりに資格証明書が交付されることがあります。資格証明書が交付されている間は、医療費が一旦全額自己負担となることがあります。

8 以下情况需要申报

	这种情况下	申报必携
加入时	从其他市区町村迁入时	向市民课提交的“居民变更申报表”的副本、 在留卡
	退出工作单位保险时	退出公司健康保险的证明书、 在留卡
	丧失工作单位健康保险的被抚养者资格时	丧失被抚养者资格的证明书、 在留卡
	子女出生时	父亲或母亲的保险证
退出时	迁到其他市区町村时	向市民课提交的“居民变更申报表”的副本
	加入工作单位的健康保险时	(全体加入者的)新健康保险证、国民健康保险证
	成为工作单位健康保险的被抚养者时	新保险证、国民健康保险证
	国民健康保险加入者死亡时	国民健康保险证
其他	在留期限更新后(仅限在留期间未满1年的人)	在留卡、护照(指定书)
	变更市内住址时	国民健康保险证、 在留卡
	分家另立户口或户口合并时	国民健康保险证、 在留卡
	户主变更或加入者姓名变更时	国民健康保险证、 在留卡
	丢失国民健康保险证时	在留卡

※在留资格是“特定活动”的人请务必携带护照(指定书)。

※还需携带个人编号卡或可以确认个人编号的证明及身份证明(在留卡)。

8 届け出が必要なもの

- ・他市町村から転入
住民異動届の2枚目、印鑑、
在留カード
- ・職場の健康保険を脱退
健康保険を脱退した証明書、
印鑑、在留カード
- ・子の出生
父または母の保険証、印鑑
- ・他の市区町村へ転出
住民異動届の2枚目、印鑑
- ・他の健康保険へ加入
新しい保険証(全員分)、印鑑、
国保の保険証
- ・国保加入者の死亡
国保の保険証、
(来庁者)印鑑
- ・在留期間の更新
在留カード、印鑑
- ・住所等の変更
保険証、印鑑、在留カード
- ・保険証の紛失
在留カード

※在留資格が「特定活動」のか
たはパスポート(指定書)が必
要。

※マイナンバーカード又はマイ
ナンバー通知カードと身分証明
書(在留カード)をお持ちくださ
い。

9 国民健康保険の机制

A 保険証寄送時期 对保险证的有效期限至7月31日为止的保险证持有者，
在每年7月末之前寄送新的保险证。

B 保险证的个人负担比率		
①义务教育就学前		20%
②义务教育就学后至未满70周岁		30%
③70周岁以上且未满75周岁		20%
	与出生年月日无关，有相当 于现职人员收入的人	30%

9 国保のしくみ

A 保険証の送付時期

保険証の有効期限が7月
31日までのかたには、毎年
7月末までに新しい保険証
を送付

B 保険証の負担割合

- ①義務教育就学前 2割
- ②義務教育就学後
~70歳未満 3割
- ③70歳以上75歳未満 2割

生年月日に関係なく、現
役並み所得のあるかた 3割

10 特定健康检查 (特定健診)

A 特定健康检查 对象 国民健康保险加入者之中
 ①年满40~74周岁的人
 ②即将年满75周岁的人, 在74周岁期间内
 接受体检

实施期间 6月1日至次年的2月末
 费用 0日元
 申请 向实施特定健診的医疗机构打电话预约
 必需品 受诊券、质问票以及保险证

B 全身精密健康检查 对象 已全额缴纳保险费,
 或预计将全额缴纳的30~74周岁的被保险人者
 (一个年度一次)

实施期间 4月1日至次年的2月末
 费用 30周岁至64周岁的人 → 9,900日元
 65周岁至74周岁的人 → 6,600日元
 申请 直接向指定的医疗机构电话预约检查日期。

必需品 受诊券、质问票以及保险证

同一年度中不能同时接受特定健康检查和全身精密检查, 只能选择其中一项接受检查。



11 咨询

川口市役所				地点	窗口号码
国民健康保险课	资格第1・2系	048 - 259 - 7669	保险证、国保的加入或退出手续 保险税的征收等	第一本厅舍	6号
	给付系	048 - 259 - 7670	保险支付、疗养费、高额疗养费、生育一次性补助金、丧葬费、移送费等		7号
	保险系	048 - 259 - 7916	特定健康检查、特定保险的指导		7号
国保收纳课	收纳第1系	048 - 259 - 7671	保险税的缴纳、纳税咨询	3层	8号
	收纳第2系	048 - 259 - 7673			
高龄者保险事业室	048 - 259 - 7653	关于后期高龄者医疗制度	第二层厅舍	2号	この内容は2024年6月1日現在のものです。
介護保険课	048 - 259 - 7295	65周岁以上的介護保险费、保险补贴	6号		

以上是2024年6月1日发布的最新内容。

10 特定健診

- A 特定健診**
- ・対象者
国保加入者のうち
①満40~74歳になるかた
②75歳になるかたで、健診を74歳のうちに受けるかた
 - ・実施期間
6月1日~翌年2月末
 - ・費用
0円
 - ・申込み
実施機関に電話等で予約
 - ・持ち物
受診券と質問票、保険証
- B 人間ドック**
- ・対象者
国保税を完納している、または完納見込みである30歳以上74歳以下の被保険者(1年度1回)
 - ・実施期間
4月1日~翌年2月末
 - ・費用
30~64歳までは9,900円
65~74歳までは6,600円
 - ・申込み
指定医療機関へ直接電話し、受診日を予約。
 - ・持ち物
受診券と質問票、保険証
 - ・特定健診と人間ドックは重複して受診することはできません。いずれか年度内1回の受診に限ります。